

都道府県名	鹿児島県
-------	------

感染者急増時の緊急的な患者対応方針の決定

<p>(1) 検討の前提として想定する最大新規感染者数、最大療養者数</p> <p>(※) 検討の前提とするものであって、おおよその数値でよい。また、方針決定の際の前提であって、体制整備を行う途中で変わることも想定している</p>	
i) 最大新規感染者数	<ul style="list-style-type: none"> ・ 111人/日 (国の推計ツールを用いた1日当たり新規感染者数)
ii) 最大療養者数	<ul style="list-style-type: none"> ・ 553人 (国の推計ツールを用いた最大療養者数)
<p>(2) 患者の療養先の確保</p>	
i) 予定入院・手術の延期等を含む緊急的な病床確保方策の策定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今般、次の感染拡大に備えて、「想定以上の感染者が発生した場合に緊急的な対応と、一般医療と両立可能な最大の病床確保について検討すること」、また、「想定以上の感染者が発生した場合の対応については、早期に体制を検討する必要がある」ということについて、県内の医療機関や関係者に説明することとしている。 ・ 国の示した指標である「今冬の1日当たり最大の新規感染者の2倍程度の感染者数」である118人に対し、現在の確保病床数を基にした、本県における「医療が非常時の対応を取ることになるか否か」の限界値は111人（平常時に対応出来る1日当たり最大の新規感染者数）と算定された。 ・ この数値を参考に、想定以上の感染者が発生した場合は、新たな病床の確保についての割り当てのあり方や調整の方法等を、県調整本部会議や医療部会等で検討を始めている。 ・ また、現在の入院受入医療機関に対して、「予定入院・手術の延期等を含む緊急的な確保」への理解について、周知に努めると共に、改めて受入病床の意向調査を行い、最大病床数の更なる確保に努めることとしている。
ii) 健康管理を強化した宿泊療養施設の稼働	<ul style="list-style-type: none"> ・ 既存の宿泊療養施設の稼働率を向上させるため、ワンフロアではなくゾーニング等により、退所後の部屋の消毒の効率化を図ったり、現場統括業務の一部民間委託等を進める。 ・ 宿泊療養施設への搬送時間の短縮等のため、離島を含めた医療圏ごとの地域バランス等を考慮したうえで、既存の施設所在地とは別の地域で新たな施設の確保に努める。
iii) 自宅等で療養とならざるを得ない方への健康観察体制の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入院・宿泊療養体制の更なる強化により、今後も入院・宿泊療養を基本とするが、「想定以上の感染者が発生した場合」に備えて、調整本部会議等で速やかに自宅療養についても協議することとしている。
<p>(3) 患者の入院・療養調整の体制確保</p>	
患者の入院・療養調整の体制確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入院調整業務に係る県調整本部・保健所の業務が増加した場合の県庁内における応援体制については、既に整備している。 ・ 国が示すIHEATの活用等については、県調整本部会議の感染症部会において、検討を始めているところである。

(4) 入院医療の必要性の精査	
入院医療の必要性の精査	<ul style="list-style-type: none">・ 後方支援病院については、県医師会において、88医療機関221名の受入意向を確認済みであるが、人工透析や精神など疾病に応じた後方支援病院のリストの作成について、それぞれの部会において検討しているところである。・ 引き続き後方支援病院の更なる確保を行った上で、スムーズな搬送体制の検討を行う。
(5) その他 (1)～(4)のいずれにも該当しないものがあれば記載	
その他	